

資 料

1	第41期鳥取県労働委員会委員名簿	61
2	鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿	62
3	事務局職員名簿	64
4	年別事件件数調	65
5	年別事件処理件数調	66
6	年別地区別事件件数調	69
7	条例、要綱、申合せ事項等	70
	○鳥取県労働委員会の運営に関する規則	70
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例	71
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則	74
	○個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領	76
	○鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務 の一部を労働委員会に委任する規則	78
	○知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について	79
	○知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について	80
	○鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱	81
	○鳥取県労働委員会幹事会設置要綱	82
	○鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規	83
	○鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規	85
	○不当労働行為審査に関する申合せ	87
8	鳥取県労働委員会PR用ポスター・チラシ	91
9	中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧	93

※ 資料は平成21年1月1日現在とした。

1 第41期鳥取県労働委員会委員名簿（任期：H19.5.10～H21.5.9）

（平成21年1月1日現在）

区分	氏名	現職等	住所
公益委員	(会長) 太田正志	弁護士	米子市
	(会長代理) 河本充弘	弁護士	鳥取市
	松田道昭	(元)鳥取県議会議員	東伯郡琴浦町
	安酸早苗	社会保険労務士	米子市
	濱田由紀子	弁護士	倉吉市
労働者委員	竹内篤子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会鳥取県本部職員	鳥取市
	仁宮敬富	全国一般労働組合鳥取地方本部長	島根県松江市
	磯江智昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	東伯郡湯梨浜町
	池内保子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会女性委員会事務局長	鳥取市
	竹内克徳	鳥取三洋電機労働組合執行委員長	鳥取市
使用者委員	杵村善久	株式会社山陰放送代表取締役会長	米子市
	上原信一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事	鳥取市
	山本智通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長	米子市
	川口眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役	鳥取市
	稲井幾子	株式会社いない取締役副社長	倉吉市

委員の異動

区分	氏 名	任命年月日	退任年月日
公益	濱田 由紀子	平成 2 0 年 2 月 6 日	
労働者	手嶋 ひとみ	平成 1 8 年 1 0 月 2 5 日	平成 2 0 年 2 月 2 9 日
労働者	池内 保子	平成 2 0 年 3 月 1 3 日	

2 鳥取県労働委員会あっせん員候補者名簿（任期：H19.5.10～H21.5.9）

（平成 2 1 年 1 月 1 日現在）

氏 名	現 職 等	住 所	備 考
太 田 正 志	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員（会長）	米 子 市	
河 本 充 弘	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員（会長代理）	鳥 取 市	
松 田 道 昭	(元)鳥取県議会議員 鳥取県労働委員会公益委員	東伯郡琴浦町	
安 酸 早 苗	社会保険労務士 鳥取県労働委員会公益委員	米 子 市	
濱 田 由紀子	弁護士 鳥取県労働委員会公益委員	倉 吉 市	H20.2.6 任 命
杉 本 善三郎	弁護士	倉 吉 市	
松 本 伸 介	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 司法書士	八頭郡八頭町	
長 井 いずみ	鳥取地方裁判所民事調停委員 鳥取簡易裁判所民事調停委員 税理士	鳥 取 市	
竹 内 篤 子	(元)全国労働者共済生活協同組合連合会 鳥取県本部職員 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
仁 宮 敬 富	全国一般労働組合鳥取地方本部会長 鳥取県労働委員会労働者委員	島根県松江市	
磯 江 智 昭	日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長 鳥取県労働委員会労働者委員	東 伯 郡 湯 梨 浜 町	

氏 名	現 職 等	住 所	備 考
池 内 保 子	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会 女性委員会事務局長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	H20.3.13 任 命
竹 内 克 徳	鳥取三洋電機労働組合執行委員長 鳥取県労働委員会労働者委員	鳥 取 市	
安 田 邦 夫	(元)日本労働組合総連合会鳥取県連合会会長	米 子 市	
福 田 光 明	日本労働組合総連合会鳥取県連合会副事務局長	八頭郡八頭町	
五十嵐 美知義	日本労働組合総連合会鳥取県連合会事務局長	鳥 取 市	
杵 村 善 久	株式会社山陰放送代表取締役会長 鳥取県労働委員会使用者委員	米 子 市	
上 原 信 一	社団法人鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥 取 市	
山 本 智 通	境港海陸運送株式会社代表取締役社長 鳥取県労働委員会使用者委員	米 子 市	
川 口 眞佐子	株式会社川口義治商店常務取締役 鳥取県労働委員会使用者委員	鳥 取 市	
稲 井 幾 子	株式会社いない取締役副社長 鳥取県労働委員会使用者委員	倉 吉 市	
能 登 克 浩	倉吉商工会議所専務理事	倉 吉 市	H19.7.26 任 命
千 原 達 郎	米子商工会議所専務理事	米 子 市	H19.11.22 任 命
木 下 辰太郎	株式会社鳥取銀行常勤監査役	米 子 市	H19.7.26 任 命
足 田 晃	鳥取県労働委員会事務局長	鳥 取 市	
竹 本 英 雄	鳥取県労働委員会事務局次長兼審査調整課長	鳥 取 市	

※ 個別労働関係紛争あっせん員候補者も上記名簿のとおりである。

※ 事務局長、事務局次長の任期は在任期間。

あっせん員候補者の異動

氏 名	任命年月日	退任年月日
手嶋 ひとみ	平成18年 10月25日	平成20年 2月29日

3 事務局職員名簿

(平成21年1月1日現在)

課・担当名		職 名	氏 名	発令年月日	備 考
事 務 局 長			足 田 晃	平成 18. 4. 1	
事 務 局 次 長 兼審査調整課長			竹 本 英 雄	平成 17. 4. 1	H14. 4. 1～H16. 3. 31次長 H16. 4. 1～H17. 3. 31次長 (調整課長事務取扱)
審 査 整 課	審査 担当	主 幹	佐々木 登美雄	平成 17. 4. 1	
		主 事	角 田 正 人	平成 20. 4. 1	
	相談・ 調整 担当	主 幹	奥 田 親 義	平成 20. 4. 1	
		副 主 幹	下 田 奈美子	平成 18. 4. 1	H17. 4. 1～H18. 3. 31主任
		副 主 幹	田 崎 直 幸	平成 19. 4. 1	
		主 事	北 川 哲 男	平成 17. 4. 1	

4 年別事件件数調

(昭和21年～平成20年)

区分 年別	調 整 事 件				実情調査	個別労働 関係紛争 あつせん	労働相談	不当労働 行 為	資格審査	認定告示	行政訴訟 事 件	再審査 事 件
	あつせん	調 停	仲 裁	計								
昭 和 21～34	64	11		75	93			27	307		2	3
35	2			2	6			1	20			
36	11	2		13	8			3	29		1	1
37	13	4	2	19	11			2	34			
38	16	3		19	20			4	44			1
39	15	3		18	27			5	14			
40	23	5		28	24			4	5	3		1
41	12			12	28			8	24			
42	21			21	36			2	26	1		
43	6			6	31			1	1			2
44	12	3		15	33				12			
45	21	1		22	42			8	11	1		
46	40	3		43	55			6	25			
47	30	3		33	37			4	2			
48	18	1		19	38			5	15			
49	20			20	38			9	18	1	1	
50	23			23	38			6	26		1	
51	19	2		21	37			17	29			
52	8			8	29			1	12		1	
53	9			9	35			3	11			
54	8			8	34			2	11			
55	6			6	31			1	3			
56	12	1		13	39			1	11			
57	12	12		24	35			2	3			
58	11	3	5	19	26			7	7			
59	14	16	1	31	28			5	19			
60	5	1		6	22			2	10			
61	13		1	14	27			1	2			
62	9			9	20				6			1
63	11			11	27			1	4			1
平成元	4			4	23			4	12			
2	9			9	37							
3	11			11	39				5			1
4	3			3	27			1	1			
5	5			5	26			1	7			1
6	5	1		6	20				1			
7	3			3	20				7			
8	1			1	21				1			
9	2			2	23				4			
10	1			1	20			2	4			
11				0	23				4			
12				0	22			1	1			
13				0	25			1	5			2
14	1			1	25	1						
15				0	24	12		3	6			
16	1			1	24	9			1			2
17				0	24	9	30		4			
18	3			3	19	17	43	1	9			
19	2			2	19	19	71		3			
20	1	2		3	20	19	105		1			
計	536	77	9	622	1,436	86	249	152	817	6	6	16

5 年別事件処理件数調
(1) 審査事件

区分 年別	不 当 労 働 行 為 事 件															
	取 扱 開 始			審 査 状 況										本 年 申		
	前年からの繰越	本年申立て	計	申立ての却下	申立ての取下げ			全 部 救 済	一 部 救 済	棄 却	移 管	処 罰 請 求	終 結 計	次年へ繰越し	解 雇	不 利 益 処 分
					自 発 的	和 解 関 与	左 以 外									
昭和 21~34	7	27	34		3	5	9	3	3	2	1	1	27	7	21	3
35		1	1				1						1	0		
36		3	3						2	1			3	0	2	1
37		2	2	1			1						2	0	1	1
38		4	4				1		1	1			3	1	1	1
39	1	5	6		1	1	3						5	1	2	3
40	1	4	5		1		1		2				4	1		2
41	1	8	9			1	5						6	3	3	4
42	3	2	5			1							1	4	2	
43	4	1	5		1		1		1	1			4	1		1
44	1		1			1							1	0		
45		8	8			1	3						4	4	1	4
46	4	6	10		1	3	2						6	4		5
47	4	4	8			3	4		1				8	0	1	
48		5	5										0	5	1	2
49	5	9	14		1		3		1				5	9	2	7
50	9	6	15		1	1	3		1				6	9	1	4
51	9	17	26		1		6			1			8	18	2	12
52	18	1	19			8	1	1					10	9	1	
53	9	3	12				8						8	4		2
54	4	2	6				3						3	3	1	1
55	3	1	4				2						2	2	1	
56	2	1	3				1						1	2		1
57	2	2	4				1						1	3		2
58	3	7	10		5								5	5		7
59	5	5	10				1						1	9	1	1
60	9	2	11				4						4	7		
61	7	1	8			4							4	4		1
62	4		4						2				2	2		
63	2	1	3						2				2	1		1
平成元	1	4	5				1						1	4		2
2	4		4										0	4		
3	4		4	1			1		1				3	1		
4	1	1	2										0	2		
5	2	1	3						1				1	2	1	
6	2		2				1						1	1		
7	1		1										0	1		
8	1		1										0	1		
9	1		1										0	1		
10	1	2	3		1	1							2	1		
11	1		1										0	1		
12	1	1	2										0	2		1
13	2	1	3	1						1			2	1		
14	1		1						1				1	0		
15		3	3						1				1	2		1
16	2		2						2				2	0		
17			0										0	0		
18		1	1			1							1	0		
19			0										0	0		
20			0										0	0		
計	142	152	294	3	16	31	67	4	22	7	1	1	152	142	45	70

(昭和21年～平成20年)

立 事 件 内 訳			労 働 組 合 資 格 審 査							認 定 告 示			行 政 訴 訟		再 審 査 事 件	
			取 扱 開 始			取 下 げ ・ 打 切 り	資 格 審 査		次 年 へ 繰 越 し	申 請	結 果		次 年 へ 繰 越 し	前 年 か ら の 繰 越 し		本 年 提 訴
支 配 介 入	団 交 拒 否	そ の 他	前 年 か ら の 繰 越	本 年 申 請	計		資 格 あ り	資 格 な し			認 定 告 示	打 切 り ・ そ の 他				
12	5		1	307	308	17	289	1	1				1	2	3	
1				20	20	1	19		0							
3				29	29		29		0					1	1	
2				34	34	1	33		0				1			
3	1			44	44	2	41		1						1	
4			1	14	15	2	12		1							
4	1		1	5	6	1	4		1	3	3				1	
7	2		1	24	25	6	15		4							
1			4	26	30	3	23		4	1	1					
			4	1	5	3	1		1						2	
			1	12	13	2	11		0							
5				11	11	4	3		4	1		1				
2	1		4	25	29	6	18		5		1					
3			5	2	7	5	2		0							
4				15	15		9		6							
3	3		6	18	24	6	5		13	1	1				1	
2	4		13	26	39	6	23		10						1	
15	8	3	10	29	39	6	3		30					1		
1	1		30	12	42	18	13		11					1	1	
1	1		11	11	22	10	9		3					2		
2	2		3	11	14	3	8		3					2		
1	1		3	3	6	3	1		2							
1			2	11	13	1	10		2							
1	2	1	2	3	5	1			4							
2	2	1	4	7	11		6		5							
5	4		5	19	24	1			23							
1	1		23	10	33	4	8		21							
1			21	2	23	17	1		5							
			5	6	11		10		1						1	
1			1	4	5		4		1						1	
4	1		1	12	13	1	6		6							
			6		6				6							
			6	5	11	1	9		1						1	
1	1		1	1	2				2							
1			2	7	9		6		3						1	
			3	1	4	2	1		1							
			1	7	8	1	6		1							
			1	1	2		1		1							
			1	4	5		4		1							
	2		1	4	5	2	2		1							
			1	4	5		4		1							
1			1	1	2		1		1							
	1		1	5	6		5		1						2	
			1		1		1		0							
1	2			6	6	1	4		1						2	
			1	1	2		2		0							
				4	4		4		0							
	1			9	9	7	2		0							
			3	3	3		3		0							
			1	1	1		1		0							
96	47	5	189	817	1,006	144	672	1	189	6	6	0	1	8	6	16

(2) 調 整 事 件

(昭和21年～平成20年)

区分		前年からの繰越	本年申請	計	調整状況							解決率 (%)
年別					解決	不調	打切り	取下げ	不開始	移管	次年繰越	
昭和												
21～45			250	250	158	16	57	18	0	1		68
46			43	43	17	1	20	5				45
47			33	33	16	3	10	4				55
48			19	19	9	1	7	2				53
49			20	20	8		6	5			1	57
50	1		23	24	17		4	2			1	81
51	1		21	22	8		11	1			2	42
52	2		8	10	8		1				1	89
53	1		9	10	6		4					60
54			8	8	4		2	1			1	67
55	1		6	7	1	1	5					14
56			13	13	6		7					46
57			24	24	9	2	2				11	69
58	11		19	30	17	4	5	1	3			65
59			31	31	9	4	8	9			1	43
60	1		6	7	3		4					43
61			14	14	8		5	1				62
62			9	9	6		3					67
63			11	11			11					0
平成元			4	4		1	3					0
2			9	9	1		8					11
3			11	11			10	1				0
4			3	3			3					0
5			5	5	2		3					40
6			6	6		1	2	3				0
7			3	3			2				1	0
8	1		1	2			1	1				0
9			2	2			2					0
10			1	1	1							100
11				0								
12				0								
13				0								
14			1	1	1							100
15				0								
16			1	1				1				
17				0								
18			3	3	3							100
19			2	2	1						1	100
20	1		3	4	1			3				100
計			622		320	34	206	58	3	1		57

(注) 解決率＝解決÷(解決＋不調＋打切り)

(3) 個別労働関係紛争あっせん事件

(平成14年～平成20年)

区分 年別	申請件数	終 結 処 理 区 分						解決率 (%)
		解決	取下げ (関与解決)	取下げ	打切り	不開始	次 年 繰 越	
平成14	1				1			0
15	12	5	2	1	4			58
16	9	6	1		2			78
17	9	5	1		3			67
18	17	10	1		6			65
19	19	7	3	3	3	3		63
20	19	11		1	3	3	1	73
計	86	44	8	5	22	6		66

(注) 解決率＝{解決＋取下げ(関与解決)}÷{解決＋取下げ(関与解決)＋取下げ＋打切り}

6 年別地区別事件件数調

(平成11年～平成20年)

事件名	地区名	事件内訳	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	計		
調 整 事 件	東 部	あっせん				1		1			1		3		
		調停											0		
		仲裁											0		
		計	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	3		
	中 部	あっせん								1	1		2		
		調停										2	2		
		仲裁											0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4		
	西 部	あっせん								2		1	3		
		調停											0		
		仲裁											0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3		
	計	あっせん				1		1		3	2	1	8		
		調停										2	2		
		仲裁											0		
		計	0	0	0	1	0	1	0	3	2	3	10		
実 情 調 査	東 部		12	14	12	11	10	11	11	10	11	12	114		
	中 部				2	2	2	2	2	1	2	2	15		
	西 部		11	8	11	12	12	11	11	8	6	6	96		
	計		23	22	25	25	24	24	24	19	19	20	225		
個別 あっせん 労働関係 紛争事件	東 部							5	3	5	3	7	10	33	
	中 部							1	1	1	3	3	3	12	
	西 部							1	6	5	3	11	9	6	41
	計							1	12	9	9	17	19	19	86
不当 労働行為 事件	東 部						2			1			3		
	中 部				1								1		
	西 部			1			1						2		
	計		0	1	1	0	3	0	0	1	0	0	6		
行政訴訟事件													0		
再審査事件					2			2					4		

7 条例、要綱、申合せ事項等

鳥取県労働委員会の運営に関する規則

平成17年2月25日

鳥取県労働委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第26条第2項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第26条の3の規定に基づき、鳥取県労働委員会(以下「労働委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総会の招集)

第2条 労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第4条第1項に規定する総会の招集日は、毎月第2水曜日及び第4水曜日とする。ただし、総会の招集日が鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日に当たる場合その他労働委員会会長(以下「会長」という。)が必要と認めるときは、会長は、総会の招集日を変更し、又は総会を招集しないことができる。

(審査の期間の目標)

第3条 労働委員会は、法第27条の18の規定に基づき、審査の期間の目標(以下「目標」という。)を総会において決定するものとする。

2 労働委員会は、前項の規定に基づいて目標を定めたときは、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(目標の達成状況その他の審査の実施状況の公表)

第4条 労働委員会は、目標の達成状況その他の審査の実施状況を、審査を実施した年の翌年の1月末日までに公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事件の概要
- (2) 審査の概要
- (3) 事件の終結状況
- (4) 目標の達成状況
- (5) その他会長が必要と認める事項

3 第1項の公表は、鳥取県公報への登載及びインターネットの利用その他の方法により行うものとする。

附 則

この規則は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (鳥取県労委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例

平成14年3月29日

鳥取県条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働者の募集及び採用に関する事項についての個々の求職者と事業主との間の紛争を含む。以下「個別労働関係紛争」という。）について、あっせんの制度を設けること等により、その実情に即した迅速かつ適正な解決を図ることを目的とする。

(紛争の自主的解決)

第2条 個別労働関係紛争が生じたときは、当該個別労働関係紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るように努めなければならない。

(労働者、事業主等に対する情報提供等)

第3条 知事は、個別労働関係紛争を未然に防止し、及び個別労働関係紛争の自主的な解決を促進するため、労働者、求職者又は事業主に対し、労働関係に関する事項並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

(あっせん)

第4条 知事は、個別労働関係紛争（労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第6条に規定する労働争議に当たる紛争、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第26条第1項に規定する紛争並びに労働者の募集及び採用に関する事項についての紛争を除く。以下この条及び第6条において同じ。）について、当該個別労働関係紛争の当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方又は一方からあっせんの申請があった場合には、あっせんを行うものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。

- (1) 県外の事業所における労働関係に係るもの
- (2) 訴えの提起がなされているもの又は判決が確定し、裁判上の和解が調い、若しくは訴えに係る請求の放棄若しくは認諾がなされたもの
- (3) 民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの
- (4) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- (5) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第22条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの。
- (6) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成13年法律第112号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言若しくは指導がされ、

若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第6条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法によるあっせんが成立したもの

(7) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等に係る法令違反があるとして労働者から申告がされたものであって労働基準監督署長その他の行政官庁による助言、指導、処分等がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの

(8) 労働審判法（平成16年法律第45号）による労働審判手続の申立てがなされているもの又は同法による調停が成立したもの若しくは同法による労働審判が行われたもの

(9) その他紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められるもの

3 事業主は、労働者が第1項の申請を行ったことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

（あっせん員候補者）

第5条 知事は、労働関係調整法第10条に規定する名簿に記載されている者を個別労働関係紛争あっせん員候補者として委嘱する。

（あっせん員の指名）

第6条 知事は、第4条第1項のあっせんに、前条の規定により委嘱された者のうちからあっせんの申請に係る個別労働関係紛争（以下「事件」という。）ごとに指名する個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）に行わせるものとする。

2 知事は、前項のあっせん員の指名に当たっては、使用者を代表する者、労働者を代表する者及び公益を代表する者としてそれぞれ1人を指名するものとする。ただし、事件の処理に関し必要があると認めるときは、指名するあっせん員の数を増員することができる。この場合において、使用者を代表する者として指名する者と労働者を代表する者として指名する者は、同数でなければならない。

（あっせんの方法）

第7条 あっせん員は、紛争当事者間をあっせんし、紛争当事者双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が迅速に解決されるように努めなければならない。

2 あっせん員は、紛争当事者から意見を聴取するほか、必要に応じ、参考人から意見を聴取し、又はこれらの者から意見書の提出を求め、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを紛争当事者に提示することができる。

3 前項のあっせん案の作成は、あっせん員の全員一致をもって行うものとする。

（あっせんの打ち切り）

第8条 あっせん員は、事件があっせんによつては解決の見込みがないと認めるときは、あっせンを打ち切ることができる。

（秘密を守る義務）

第9条 あっせん員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（適用除外）

第10条 この条例は、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者並びに国家公務員及び地方公務員については、適用しない。ただし、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項の企業職員、地方

独立行政法人法（平成15年法律第118号）第47条の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員以外のものの勤務条件に関する事項についての紛争については、この限りでない。

（規則への委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第6条中知事等の退職手当に関する条例第7条第1項の改正（同条を第6条とする改正及び「又は同項に規定する企業職員等」を「、同項に規定する企業職員等又は同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改める部分を除く。）及び第11条中鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第34号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第51号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則

平成14年3月29日

鳥取県規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により同項のあっせん（以下「あっせん」という。）の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（以下「あっせん申請書」という。）を知事に提出しなければならない。この場合において、同項に規定する紛争当事者（以下「紛争当事者」という。）の双方によるあっせんの申請は、連名により行わなければならない。

(1) 申請年月日

(2) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(3) 紛争当事者の一方によりあっせんの申請をする場合には、他の一方の紛争当事者（以下「被申請者」という。）の氏名及び住所（法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名）

(4) 関係事業所の名称、所在地、従業員数及び事業の種類

(5) あっせんを求める事項及びその理由

(6) 紛争の経過及び紛争当事者の主張

(7) 条例第4条第2項各号のいずれにも該当しない旨

(あっせん員候補者名簿)

第3条 知事は、条例第5条の個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下この項において「あっせん員候補者」という。）の委嘱をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載したあっせん員候補者名簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(1) あっせん員候補者の氏名及び職業

(2) あっせん員候補者の経歴

(3) あっせん員候補者を委嘱した年月日

2 知事は、前項の記載事項に変更があった場合には、遅滞なく、当該記載事項を変更するものとする。

(あっせんの開始等)

第4条 知事は、あっせんを行うときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その旨、条例第6条第1項の個別労働関係紛争あっせん員（以下「あっせん員」という。）の氏名その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、当該事件（条例第6条第1項に規定する事件をいう。以下同じ。）の事実の調査を職員に行わせることができる。

3 知事は、条例第4条第2項の規定によりあっせんを行わないこととしたときは、申請者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの期日等)

第5条 あっせん員は、あっせんの期日及び場所を定めて紛争当事者に通知するものとする。

2 前項の規定によりあっせんの期日を指定された紛争当事者は、あらかじめあっせん員の許可を受けて、補佐人を伴って出席し、補佐人に意見の陳述の補佐をさせることができる。

3 紛争当事者は、あっせんの期日における意見の陳述等を他人に代理させる場合には、代理人の氏名、住所及び職業を記載した書面に、代理権授与の事実を証明する書面を添付して、あっせん員に提出し、許可を受けなければならない。

(あっせん案の受諾)

第6条 あっせん員は、紛争当事者の双方が条例第7条第2項のあっせん案を受諾したときは、当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。この場合において、紛争当事者も当該あっせん案に署名又は記名押印をするものとする。

(あっせんの打ち切り)

第7条 あっせん員は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第8条の規定に基づき、あっせんを打ち切ることができる。

(1) 第4条第1項の通知を受けた被申請者が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。

(2) 条例第7条第2項の規定に基づき提示されたあっせん案について、紛争当事者の一方又は双方が受諾しないとき。

(3) 紛争当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、あっせんによっては事件の解決の見込みがないと認めるとき。

2 あっせん員は、条例第8条の規定によりあっせんを打ち切ったときは、紛争当事者に対し、遅滞なく、その理由を付してその旨を通知するものとする。

(あっせんの取下げ等)

第8条 申請者は、事件が解決し、又はあっせんが打ち切られるまでは、いつでもあっせんを求める事項の全部若しくは一部を取り下げ、又は変更し、若しくは追加することができる。

2 知事は、前項の取下げ又は変更若しくは追加があったときは、被申請者に対し、遅滞なくその旨を通知するものとする。

3 第1項の取下げがあったときは、あっせんは、取り下げられた事項について終了する。

(知事への報告)

第9条 あっせん員は、あっせんを求める事項の全部が取り下げられ、事件が解決し、又はあっせんを打ち切ったときは、その経過及び結果を知事に報告しなければならない。

(あっせん手続の非公開)

第10条 あっせん員が行うあっせんの手続は、公開しないものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、あっせんに関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年10月28日から施行する。

個別労働関係紛争のあっせんの手続に関する実施要領

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、あっせんの手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申請)

第2条 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定するあっせんの申請は、労働委員会事務局で行うことができるものとする。

2 規則第2条のあっせん申請書は、様式第1号のとおりとする。

(担当職員)

第3条 会長は、条例第4条第1項に規定するあっせんの申請があったときは、速やかに当該事件を担当する事務局職員（以下「担当職員」という。）を指名するものとする。

(開始及び不開始の通知)

第4条 規則第4条第1項のあっせんの開始の通知は申請者に対しては様式第2号により、被申請者に対しては様式第3号により、同条第3項のあっせんの不開始の通知は様式第4号により行うものとする。

(あっせん員の指名)

第5条 会長は、条例第6条第2項の規定によりあっせん員を指名する場合において、事件の適正な解決のため、紛争当事者の要望等諸般の事情を考慮するものとする。

(調査)

第6条 会長は、あっせんを開始する場合には、原則として、規則第4条第2項の規定により速やかに担当職員に担当事件の調査を行わせるものとする。

(あっせんの実施)

第7条 あっせん員は、規則第5条第1項によりあっせんの期日及び場所を定めるにあたって、紛争当事者の要望等を考慮するものとする。

2 規則第5条第1項のあっせんの期日等の通知は、様式第5号により行うものとする。

(補佐人及び代理人の許可等)

第8条 規則第5条第2項の補佐人の許可及び同条第3項の代理人の許可（以下この条において「許可」という。）の申請書は様式第6号のとおりとし、同条同項の代理権授与の事実を証明する書面の様式は様式第7号のとおりとする。

2 許可は、あっせん員の全員一致によるものとする。

3 あっせん員は、許可をした場合であっても、あっせんに支障があると多数決で認めたときは、その許可の全部又は一部を取り消すことができる。

4 許可及び不許可の通知は様式第8号により、許可の取消しの通知は様式第9号により行うものとする。

(あっせん案の受諾)

第9条 規則第6条のあっせん案を受諾したときの署名又は記名押印は、別記様式第10号によ

り行うものとする。

(あっせんの打切り)

第10条 あっせん員は、事件の解決に努めたにもかかわらず規則第7条第1項各号のいずれかに該当すると全員一致で認めたときは、あっせんを打ち切ることができるものとする。

2 規則第7条第2項のあっせんの打切りの通知は、様式第11号により行うものとする。

(あっせんの取下げ等)

第11条 規則第8条第1項のあっせんを求める事項の取下げ又は変更若しくは追加の申請書は、様式第12号のとおりとする。

2 規則第8条第2項のあっせんを求める事項の取下げ又は変更若しくは追加の通知は、様式第13号により行うものとする。

(会長への報告)

第12条 規則第9条のあっせんの経過及び結果の報告は、様式第14号により行うものとする。

(総会への報告)

第13条 会長は、あっせん事件の取扱い状況について、そのつど、様式第15号により総会に報告するものとする。

(知事への報告)

第14条 会長は、必要に応じ、あっせん事件の取扱い状況について知事に報告するものとする。

附 則 (平成14年3月28日 第875回定例総会決定)

(施行期日)

第1条 この要領は、平成14年4月1日から施行する。

(補助執行)

第2条 第2条第1項の適用については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2に規定する協議により、知事から労働委員会になされた補助執行とする。

附 則 (平成14年8月29日 第883回定例総会決定)

この要領は、平成14年8月29日から施行する。

附 則 (平成16年12月9日 第928回定例総会決定)

この要領は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例等に基づく事務の一部を
労働委員会に委任する規則

平成14年 3 月29日

鳥取県規則第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）の規定による知事の権限に属する事務のうち、同条例第4条第1項のあっせんに関する事務（同規則第2条の規定によるあっせん申請書の受理に関する事務を除く。）を鳥取県労働委員会に委任する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

知事の権限に属する事務（あっせん申請書の受理）の補助執行について

労 第 3 3 0 5 号

平成14年3月22日

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志 様

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(協議)

平成14年4月1日付で「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を施行することとしておりますが、このうち、あっせんにかかる事務(申請書の受理に関する事務を除く)を、下記のとおり貴委員会に委任し、申請書の受理に関する事務の一部を、貴委員会の職員に補助執行していただくこととしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 委 任 事 項

「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」第4条第1項（あっせん申請書の受理に関する事務を除く）及び第2項並びに第5条から第8条までの規定による事務

2 補助執行事項

鳥取県地方労働委員会に直接提出された申請書の受理に関する事務

3 委任開始期日 平成14年4月1日

4 理 由

地方労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

鳥 労 委 第 1 2 1 号

平成14年3月28日

鳥 取 県 知 事 片 山 善 博 様

鳥取県地方労働委員会

会 長 太 田 正 志

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行について(回答)

平成14年3月22日付労第3305号で協議のあったこのことについては、同意します。

知事の権限に属する事務（労働相談）の補助執行について

第200400023551号

平成17年3月28日

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志 様

鳥取県知事 片山 善博

知事の権限に属する事務の補助執行について(協議)

知事の権限に属する事務の委任及び補助執行については、平成14年3月28日付鳥労委第121号で同意いただいているところですが、これに加え、下記の事務の一部を貴委員会の職員に補助執行していただくことにしたいので、地方自治法第180条の2の規定に基づき協議します。

記

1 補助執行事項

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第3条に規定する労働関係に関する事項（労働者の募集及び採用に関する事項を除く。）についての相談

2 補助執行開始期日 平成17年4月1日

3 理 由

労働委員会の労使紛争処理のノウハウと調整機能を活用するため。

第200400027937号

平成17年3月28日

鳥取県知事 片山 善博 様

鳥取県労働委員会

会長 太田 正志

知事の権限に属する事務の補助執行について(回答)

平成17年3月28日付第200400023551号で協議のあったこのことについては、協議のとおり同意します。

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会設置要綱

平成12年3月23日

第844回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会情報公開調整委員会（以下「調整委員会」という。）は、鳥取県労働委員会における情報公開に関する必要な事項についての審議、調整を行い、もって制度の適切、かつ、円滑な推進に資することを目的として設置する。

2 調整委員会の組織

- (1) 調整委員会は、公益委員、労働者委員及び使用者委員のうちから総会において選出された各側1名の委員並びに事務局長をもって組織する。
- (2) 調整委員会に委員長を置き、前号の規定により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 委員の任期は、総会で決定する。

3 所掌事項

調整委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例第9条第2項、第10条、第11条及び第12条に係る決定に関すること。
- (2) 開示・非開示の公文書の取扱いの区分の変更に関することについて検討し、総会に付議すること。
- (3) その他情報公開についての重要事項に関すること。

4 報 告

委員長は、決定の経過及び審議、調整内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成12年3月23日 第844回定例総会決定）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会設置要綱（昭和63年9月22日第620回定例総会決定）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱により設置されている鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会は、本要綱により設置された委員会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧要綱により鳥取県地方労働委員会公文書開示調整委員会の委員に任命されている者は、本要綱により委員会の委員に任命されたものとみなす。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から施行する。

鳥取県労働委員会幹事会設置要綱

平成元年4月13日
第633回定例総会決定

1 目 的

鳥取県労働委員会幹事会は、鳥取県労働委員会の円滑な運営を図ることを目的として設置する。

2 幹事会の組織

- (1) 幹事会は、総会において選任された各側1名の幹事をもって組織する。
- (2) 幹事会に幹事長を置き、前号により選出された公益委員をもって充てる。
- (3) 幹事の任期は、総会で決定する。

3 職務内容

- (1) 各側の意見を取りまとめ、各側の連絡調整を図ること。
- (2) 総会の運営を円滑に行うため、必要に応じ、付議事項の整理、検討を行う。
- (3) あっせん員候補者の委嘱、解任に当たり、各側の意見を取りまとめること。
- (4) あっせん員の指名に当たり、会長に意見を申し出ること。
- (5) 労使の幹事委員は、不当労働行為審査に関する申合せ1の(2)の規定により審問に参加する委員を申し出ること。

4 報 告

幹事長は、幹事会の決定事項及び審議内容を直近の総会に報告する。

附 則（平成元年4月13日第633回定例総会決定）

この要綱は、平成元年4月13日から実施する。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この要綱は、平成17年1月1日から実施する。

鳥取県労働委員会あっせん員候補者に関する内規

平成元年5月11日

第635回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第5条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

労働関係調整法施行令第5条の規定に基づき、候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則

この内規は、平成元年5月11日から実施し、平成元年3月27日から適用する。

附 則（平成3年3月27日第676回臨時総会決定）

この内規は、平成3年3月27日から実施する。

附 則（平成13年4月12日第861回定例総会決定）

この内規は、平成13年4月12日から実施する。

附 則（平成16年12月9日 第928回定例総会決定）

この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日 第936回臨時総会決定）

この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

あっせん員候補者辞任願	
鳥取県労働委員会	
会長	様
今回、あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます	
平成 年 月 日	
	住所
	氏名
	印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	委 嘱
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者に委嘱する	
任期は平成 年 月 日までとする	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会
	会長
	印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名	
異動種目	辞 任
異動内容	
鳥取県労働委員会あっせん員候補者の辞任を承認する	
平成 年 月 日	
	鳥取県労働委員会
	会長
	印

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者に関する内規

平成14年3月28日

第875回定例総会決定

1 趣 旨

鳥取県労働委員会個別労働関係紛争あっせん員候補者（以下「候補者」という。）の委嘱、解任及び辞任については、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）第5条及び鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例施行規則（平成14年鳥取県規則第14号）第3条の規定に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

2 委 嘱

候補者として委嘱する者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 鳥取県労働委員会の委員
- (2) 公、労、使各側の幹事委員から各側の意見として申し出があり、かつ、本人が承諾した者
- (3) 鳥取県労働委員会の事務局長及び事務局次長

3 任 期

- (1) 候補者は、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の5の規定に基づく各期の委員の任期（以下「委員の任期」という。）ごとに委嘱するものとする。ただし、候補者としての任期の中途において、新たに候補者を委嘱する場合の当該候補者の任期は、委員の任期としての残任期間とする。
- (2) 2の(1)及び(2)の候補者にあつては、任期が満了した場合、後任の候補者が委嘱されるまでの間、引き続き候補者としての任に当たるものとする。
- (3) 2の(3)の候補者については、その職に在職する期間とする。

4 解 任

候補者が任期を満了したときは、解任となる。

5 辞任の申し出

候補者が委員の任期中に辞任を申し出るとき及び2の(3)に掲げる職員が転出又は退職したときは、第1号様式により、辞任の申し出を行うものとする。

6 辞令書の交付

候補者を委嘱するときは第2号様式、候補者の辞任を承認するときは第3号様式に定める辞令書を交付する。

附 則（平成14年3月28日第875回定例総会決定）
この内規は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成16年12月9日第928回定例総会決定）
この内規は、平成17年1月1日から実施する。

附 則（平成17年3月28日第936回臨時総会決定）
この内規は、平成17年4月1日から実施する。

第1号様式（内規5関係）

個別労働関係紛争あっせん員候補者辞任願		
鳥取県労働委員会		
会長	様	
今回、個別労働関係紛争あっせん員候補者を辞任したいので申し出ます		
平成	年	月 日
	住所	
	氏名	印

第2号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名		
異動種目	委 嘱	
異動内容		
個別労働関係紛争あっせん員候補者に委嘱する		
任期は平成 年 月 日までとする		
平成 年 月 日		
	鳥取県労働委員会	
	会長	印

（注） 事務局長及び事務局次長については、任期を記載しない。

第3号様式（内規6関係）

辞 令 書

氏 名		
異動種目	辞 任	
異動内容		
個別労働関係紛争あっせん員候補者の辞任を承認する		
平成 年 月 日		
	鳥取県労働委員会	
	会長	印

不当労働行為審査に関する申合せ

平成17年3月24日

第934回定例総会決定

不当労働行為事件の審査を迅速・的確に進めるため、次のとおり申し合わせる。

1 申立て

- (1) 会長は、申立てが却下事由又は管轄違いの事由に明白に該当しない場合、すみやかに審査委員を選任するとともに担当職員を指名し、直ちに調査開始の手続を行う。
- (2) 会長は、申立書を受け付けたときは、直ちにこの旨を労使の幹事委員に連絡し、調査及び審問に参加する委員の申し出を求める。

2 公益委員の除斥・忌避・回避

- (1) 会長は、除斥又は忌避の申立てがあったときは、公益委員会議を招集し、これについての決定をすみやかに行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、除斥又は忌避の申立てが次に掲げる場合は、公益委員会議の決定によることなく当該申立てを却下することができる。
ア 同一の公益委員について既に同一の理由で除斥又は忌避の申立てがなされ、理由がない旨の決定がなされているにもかかわらず、重ねて除斥又は忌避の申立てがなされた場合
- (3) 会長は、公益委員が法第27条の2第1項又は第27条の3第1項に規定する事項に該当する場合、当該委員が審査に係る職務の執行を回避することを許可するものとする。

3 調査

- (1) 審査委員（長）は、調査にあたり、参与委員の参与を求める。
また、審査委員（長）は、事務局職員に事務局調査（申立書・答弁書等の不明な点の確認、主張の聴取、証人の予定・書証の提出予定の聴取）を行わせるものとする。
- (2) 調査は、答弁書提出期日後すみやかに行うものとする。
- (3) 調査にあたっては、事務局調査の結果を踏まえ、次の事項の調査を行う。
ア 審査計画を定めるための事項
（ア）当事者の主張を確認し、争点を整理する。
（イ）争点ごとに証拠（人証・書証）を整理する。
（ウ）証人数及び各証人についての尋問事項と尋問予定時間を明確にさせる。
（エ）所要の審問回数を予定する。
イ その他
（ア）和解の可能性を検討する。
（イ）最少限度の補佐人を決めさせる。
（ウ）代理人・補佐人が複数の場合には、その主任者を決めさせる。
- (4) 調査における陳述を事実認定の基礎として用いるためには、当事者に改めて陳述の内容を書証として提出させるか、又は、陳述の結果を記録した調書の写しを書証として提

出させるものとする。

- (5) 審査計画書の作成に当たっては、全労委の審査促進等実行委員会が提示した「審査計画モデルの作成について」で示された審査計画モデル（A～Cタイプ）のうちBタイプを基本として作成するものとする。

なお、事案の性質によっては審査委員（長）の判断により、Bタイプ以外の審査計画書を作成することができるものとする。

- (6) 審査委員は参与委員と協議の上、審査計画書を作成するものとする。
- (7) 審査計画書への記名は、審査委員及び参与委員とする。
- (8) 審査計画書の作成に当たっては、あらかじめ案を当事者に提示し、意見を聴取するものとする。
- (9) 審査計画書は、当事者に交付するものとする。
- (10) 審査計画を変更する必要がある場合には、当事者双方の意見を聴いて変更する。

4 審 問

- (1) 審査委員は、審問開始に先立って参与委員との打合せを行う。
- (2) 審問は、少なくとも月1回以上として、集中的、継続的に行うものとする。
- (3) 審査計画で設定した期日は、相当の理由がない限り、変更しないものとする。
- (4) 関連する事件が裁判所に係属する場合でも、前項の期日による。
- (5) 審問期日に当事者いずれか一方が出席しない場合、又は、退席した場合も審査委員（長）がやむを得ない事情があると認めたときを除いて、審問を行うことができる。

5 宣 誓

- (1) 審査委員（長）は、証人等に宣誓させる際には傍聴人を含む審問廷内の全員に起立を促すものとする。
- (2) 証人等が、宣誓書へ署名押印する際に印鑑を所持・携帯していない場合には、事務局職員がその旨を調書に記載するものとする。
- (3) 審査委員（長）は、証人等が法令に規定する正当な事由なく宣誓を拒否した場合、事務局職員にその旨を審問調書に記載させ、罰則を教示した上で尋問を行わせるものとする。

6 証人等調べ

- (1) 証人等尋問は、原則として同一期日に当該証人等に対して主尋問、反対尋問を行うものとする。
- (2) 審査委員（長）は、証人等に対して、尋問事項についてのみ簡潔に陳述するように注意する。
- (3) 主尋問・反対尋問は、それぞれ証人等尋問申請書記載事項の範囲内又は主尋問の範囲内に限定する。
- (4) 審査委員（長）は、陳述又は尋問が、既に行われた陳述又は尋問と重複するとき、争点に関係のない事項にわたるとき、その他適当でないと認めるときは、これを制限する。
- (5) 複数の代理人・補佐人を許可した場合の証人等尋問は、原則として、その主任者が行

う。

- (6) 1回の審問において、2人以上の証人尋問を行う場合は、後に証言する証人は、原則として同席させない。ただし、証人が代理人・補佐人のときで、相手方の同意を得た場合は、この限りではない。
- (7) 同一の尋問事項については、複数の証人に対して同時に尋問することができる。

7 証人等出頭命令

- (1) 証人等出頭命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 審査委員（長）が、証人等の陳述が不当労働行為の成否の判断に必要であると認め陳述を求めたにもかかわらず、これを拒否した場合
- (2) 証人等出頭命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

8 物件提出命令

- (1) 物件提出命令による証拠調べは、次に掲げる場合に、公益委員会議の決定により行うものとする。
 - ア 複数の人証や間接的な物証で代替することにより、事実の認定が迅速又は的確に行えないおそれがある場合
 - イ 物証が確保できず、事実の認定が行えないおそれがある場合
- (2) 物件提出命令をしようとする場合には、参与委員の意見を求めるものとする。

9 審問廷の秩序維持

- (1) 審査委員（長）は、公正迅速な審査を行うため、参与委員の協力を得て、審問廷の秩序維持を図る。
- (2) 審査委員（長）は、当事者、傍聴人らに喧騒にわたる行為等公正迅速な審査を阻害すると認められる行為があるときは注意を与え、これに従わないときは退席を命じることができる。

なお、審査委員（長）は、審問の続行が不適當であると判断した場合は、審問を中断又は中止することができる。
- (3) 審問廷におけるはち巻、たすき、ゼッケンの着用及び旗の持ち込みその他、審査委員（長）が示威的と認める行為を禁止するものとする。
- (4) 審問中における当事者、傍聴人等による審問廷の写真撮影（ビデオによる撮影等を含む。）及び録音機器の使用は禁止する。
- (5) 傍聴人の数は、審問廷の広狭により制限することができる。

10 合 議

- (1) 第1回の合議は、結審後3週間以内に行うよう努める。
- (2) 第1回の合議に先立って、参与委員の出席を求め、その意見を聞かなければならない。

11 和 解

審査委員（長）は、参与委員と連絡を密にして、適当と認めたときはいつでも当事者に対し和解を試みることができる。

12 7条2号事件に関する取扱い

団交拒否事件については、すみやかに結審するよう努めるものとする。

13 審査の実効確保の措置

当事者から審査の実効確保の措置の申立てがあったときは、審査委員（長）は、すみやかに調査を実施し、参与委員の参与を得て必要な措置をとるものとする。

附 則（昭和56年第474回定例総会決定）

- 1 この申合せは、昭和56年2月26日から実施する。
- 2 昭和43年11月28日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為事件の審査促進について」は、廃止する。

附 則

- 1 この申合せは、平成17年3月24日から実施する。
- 2 昭和56年2月26日鳥取地労委総会で決定した「不当労働行為審査に関する申合せ」は、廃止する。

相

ケ

談
し
よ
う
!

シ
ロ
ウ
イ
に

どうしよう...

あ、もしもし...

(よかった、相談して...)

解雇
パワハラ
休暇
セクハラ
給料



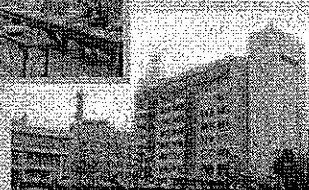
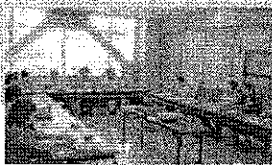
ケンロウ イ
鳥取県労働委員会
県庁第2庁舎7階(鳥取市東町)

相談ダイヤル 0857-26-7560

<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui>

労働委員会とは？

公益・労働者・使用者の立場を代表する委員(各5名)で構成された、労働者と使用者の間のトラブルを解決するための専門的な県の行政委員会です。



無

料

秘密厳守

で以下の業務を行っています。

①労働相談

電話相談と面談は

平日

午前8時30分から
午後5時30分まで

【例えば…】

- 賃金を支払ってくれない
- 突然解雇された！
- 就業規則を変更したい
- 有給休暇のことでちょっと聞きたいことが…



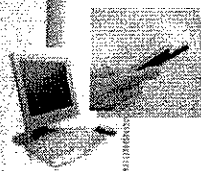
【電話相談】

0857-26-7560



【面談】

県庁第2庁舎7階(鳥取市東町)に相談室を設けています



【メール相談】

roui@pref.tottori.jp

解決

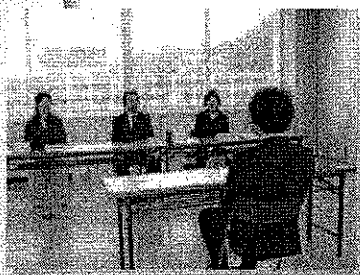
他の機関へ

あっせん制度
を利用

②あっせん制度

【例えば…】

- 解雇されたが、納得がいかない。撤回してほしい
- 未払い賃金を払ってほしい
- 上司のセクハラをやめさせたい
- 経営不振による人員削減に納得してほしい



あっせん申請

実情調査

あっせん

解決

打ち切り

取下げ

- 個々の労働者と事業主との間で労働条件など(募集、採用は除く)のトラブルが発生した場合に、当事者からの申請により、あっせんを行います。
- 公益、労働者、使用者を代表するあっせん員が双方の主張を聞いて、歩み寄りによる解決をお手伝いします。

8 中央労働委員会及び都道府県労働委員会所在地一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
中央労働委員会	105-0011	港区芝公園1-5-32	03-5403-2111
北海道労働委員会	060-8588	札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5662
青森県労働委員会	030-0801	青森市新町2-4-30	017-734-9835
岩手県労働委員会	020-8570	盛岡市内丸10-1	019-629-6271
宮城県労働委員会	980-8570	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-3782
秋田県労働委員会	010-0951	秋田市山王4-1-2	018-860-3282
山形県労働委員会	990-8570	山形市松波2-8-1	023-630-2792
福島県労働委員会	960-8670	福島市杉妻町2-16	024-521-7594
茨城県労働委員会	310-8555	水戸市笠原町978-6	029-301-5563
栃木県労働委員会	320-8501	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-3334
群馬県労働委員会	371-8570	前橋市大手町1-1-1	027-226-2785
埼玉県労働委員会	330-0074	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-1691
千葉県労働委員会	260-0001	千葉市中央区都町1-1-20	043-231-2131
東京都労働委員会	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-6981
神奈川県労働委員会	231-8588	横浜市中区日本大通7	045-210-8524
新潟県労働委員会	950-8570	新潟市新光町4-1	025-280-5543
山梨県労働委員会	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1826
長野県労働委員会	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-235-7468
静岡県労働委員会	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2282
富山県労働委員会	930-8501	富山市新総曲輪1-7	076-444-2172
石川県労働委員会	920-8580	金沢市鞍月1-1	076-225-1881
福井県労働委員会	910-8580	福井市大手3-17-1	0776-20-0597
岐阜県労働委員会	500-8570	岐阜市藪田南2-1-1	058-274-8792
愛知県労働委員会	460-8501	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6832
三重県労働委員会	514-0004	津市栄町1-954	059-224-3033
滋賀県労働委員会	520-8577	大津市京町4-1-1	077-528-4473
京都府労働委員会	602-8054	京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104-2	075-414-5732
大阪府労働委員会	540-0031	大阪市中央区北浜東3-14	06-6941-7191
兵庫県労働委員会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3815
奈良県労働委員会	630-8131	奈良市大森町57-12	0742-25-0771
和歌山県労働委員会	640-8585	和歌山市小松原通1-1	073-441-3781
鳥取県労働委員会	680-8570	鳥取市東町1-27-1	0857-26-7558
島根県労働委員会	690-8501	松江市殿町8	0852-22-5450
岡山県労働委員会	700-8570	岡山市内山下2-5-7	086-226-7563
広島県労働委員会	730-8511	広島市中区基町9-42	082-513-5162
山口県労働委員会	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-4440
徳島県労働委員会	770-8570	徳島市万代町1-1	088-621-3231
香川県労働委員会	760-8570	高松市番町4-1-10	087-832-3721
愛媛県労働委員会	790-8570	松山市一番町4-4-2	089-912-2990
高知県労働委員会	780-0850	高知市丸ノ内2-4-1	088-821-4645
福岡県労働委員会	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3979
佐賀県労働委員会	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7242
長崎県労働委員会	850-0031	長崎市桜町4-1	095-822-2398
熊本県労働委員会	862-8570	熊本市水前寺6-18-1	096-333-2753
大分県労働委員会	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-3650
宮崎県労働委員会	880-8501	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7262
鹿児島県労働委員会	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-3943
沖縄県労働委員会	900-8570	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2551